

番 号	20請願第8号 (即 決)
受理年月日	平成20年9月2日
件 名	障害者自立支援法の「定時改正」における抜本の見直しを求める意見書提出に関することについて
提 出 者	三鷹市所在 社会福祉法人三鷹ひまわり会 理事長 三瓶 和義 三鷹市所在 特定非営利活動法人障害者生活支援センターインみたか 理事 宮城永久子 三鷹市所在 社会福祉法人巣立ち会 巣立ち工房 施設長 松岡 恒夫 三鷹市所在 社会福祉法人おおぞら会 アクティビティセンターはばたけ 理事長 西原雄次郎
紹介議員	岩田 康男
要 旨	
<p>〔請願趣旨〕</p> <p>障害者自立支援法（以下、「自立支援法」）の本格施行から2年がたちました。自立支援法は、逼迫する介護保険の財源不足を解消するために、障がい福祉との統合に道を開き、保険料徴収年齢の拡大による新たな財源確保を目的に制定されました。そのため自立支援法は、障がいのある人の福祉サービスを利益とする「応益負担制度」を導入しました。</p> <p>ところが自立支援法の施行によって、全国各地で多くの問題が噴出しました。居宅サービスの利用を控える人、施設への通所を断念する人、また利用料が払えずに滞納がかさんでしまった人などが続出しました。三鷹市の当事者も、その例外ではありません。</p> <p>こうした問題に対処するために厚労省は、本格施行後わずか2カ月後の2006年12月、期限付きの「特別対策」を発表しました。さらに厚労省は、その1年後の2007年12月に、「緊急措置」を発表しました。本格施行後わずか1年余りの間に、2度もの修復をせざるを得なかったのです。</p>	

また2008年度は、自立支援法附則第3条が定めた「定時改正」の年に当たります。既に厚労省は、法改正の検討をスタートしましたが、1年前の2007年5月、厚労省のもとに設置された介護保険と障がい福祉の統合の検討を目的とした「有識者会議」は、2009年の統合を見送る中間報告を発表しました。また同年12月、自民党・公明党の与党プロジェクトチームは、報告書「自立支援法の抜本的見直し」を発表し、「定時改正」の検討に当たって、「介護保険との統合を前提としない」ことを提言しました。つまり自立支援法は、2度にわたる修復を重ねたにもかかわらず、「定時改正」を迎えるに当たって、法制定の根拠から見直す必要が迫られているといえます。

については、自立支援法の「定時改正」に対して、以下の諸点を盛り込んだ「抜本的見直しを求める意見書」を決議し、国会及び政府に提出してくださるよう、以下の項目についてお願いいたします。

〔請願項目〕

1 第一には、障がいのある人とその家族に、福祉サービスの総量の1割の利用料を課す定率負担（応益負担）制度の問題です。そもそも、障がいのある人たちの主たる所得保障である障害基礎年金は、生活保護費よりも低い。こうした所得水準の現状を考慮せずに、障がいに伴う社会生活上のハンディを軽減するための支援を利益とし、その1割を負担として課すことは、制度設計に無理があったといわざるを得ません。

また、平成19年度から実施された「特別対策」による負担軽減策は、所得に応じた仕組みを導入したものの、家族同居の世帯にとっては有効策となり得ませんでした。さらに平成20年7月からは、「緊急措置」が実施されましたが、補装具や医療、ケアホーム等には適用されないため、よりサービスを必要とする障がいの重い人たちの負担軽減策は、さらに改善の余地を残しています。

そこで、障がいのある人の所得の実態とともに、障がいに着目した負担制度のあり方を検討してください。

2 第二には、極めて低い報酬水準の問題です。「選択の保障」をうたいながらも、報酬水準の低さが要因となって、支援者の確保が難しく、支援を提供することが困難な事態に直面しています。介護保険分野においても、介護支援者の確保

は大きな問題となっていますが、自立支援法の報酬水準はそれよりも低く、さらに困難の度を増しています。また報酬水準とともに国庫負担基準の抑制によって、区市町村の「超過負担」は、当初予想をはるかに超えています。

そこで、適切なサービスを保障できる報酬水準を確保するとともに、区市町村の「超過負担」を考慮した報酬体系に改めてください。

- 3 第三には、拙速な審議を避け、障がいのある人とその家族の実態や自治体の障がい者施策の現状について徹底的な検証を行うことです。自立支援法は、こうした実態や現状を十分に反映させることをせず、拙速な審議のもとで成立したことは否定できません。障がいのある人とその家族の実態を反映させるとともに、自立支援法の実施主体である区市町村の意見を十分反映させることは、必要不可欠です。

自立支援法は、介護保険と障がい福祉の統合をめぐる議論を背景に制定されました。しかし、介護保険との統合問題については、全国市長会を初め多くの関係団体が、慎重審議あるいは再考を求めています。「定時改正」に当たっては、介護保険との統合に固執することなく、障がい福祉の独自制度のあり方を志向すべきです。それでこそ、問題の本質的解決に迫る抜本的見直しといえます。

そこで「定時改正」に当たっては、障がいのある人とその家族等の実態に基づいた自立支援法の徹底的な検証を行うとともに、区市町村の意見を十分反映してください。